

東京新聞

中日新聞東京本社
東京都千代田区内幸町二丁目1番4号
〒100-8505 電話 03(6910)2211

軽度者介護保険サービス

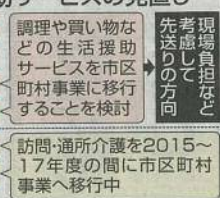
「生活援助」維持の方向

厚労省 現場の負担考慮

厚生労働省は6日、介護保険制度の見直し案のうち、介護の必要度が低い「要介護1」、2の人向けの訪問介護である「生活援助」サービスの見直しを送る方向で検討に入った。介護保険サービスから外し自治体の事業へ移行させることを検討しているが、介護現場の負担を考慮した。(鈴木 穂)

生活援助は、自宅で生活する高齢者にヘルパーが調理や買い物、掃除などの訪問介護サービスを提供する。現在は、利用料の1割(一定所得のある人は2割)

現場負担など考慮して送る方向



介護の必要度 高 低

介護保険は要支援1、2と要介護1から5までの七段階。現在、要介護1より状態が軽い要支援の訪問・通所介護を介護保険の給付対象から外し、二〇一七年度まで三年をかけ自治体の事業に移行させている。これに続き、要介護1、2の人の生活援助サービスを移行させれば、自治体や介護現場に負担がかかるため、現場の実態を見極める必要

がある判断した。検討を続ける社会保障審議会介護保険部会でも委員から「時期尚早だ」「家庭に入っているケアは専門性も必要。(保険外は)後々重度化や命に関わる」などの声が上がっていた。事業者の報酬引き下げなどで介護費用を抑えることも検討する。財務省は、軽度者の自己負担増も求めており、自己負担二割の拡大、保険料

介護保険の生活援助 訪問介護サービスの一つで、掃除や調理、洗濯、買い物などをする。入浴や食事の介助、おむつ交換など利用者に直接触れる「身体介護」と区別した類型。45分以上の生活援助の場合、事業者に支払われる報酬は約2500円で、利用者の負担はその1/2割(要介護1、2)で訪問介護を利用している人の半数程度は生活援助が中心だ。より軽度の「要支援1、2」の訪問介護は介護保険から切り離され、2015~17年度の間に市区町村事業へ移行することになっている。

福祉用具レンタル支援縮小

政府が車いすなど福祉用具レンタル料支援のサービス縮小を検討している問題について、共産党の小池晃書記局長は6日の参院予算委員会で「(高齢者の)自立した生活に反する事態だ。(政府が掲げる)介護離職ゼロに逆行する」と批判し、サービス維持を求めた。

野党「自立生活に反する」

小池氏は、福祉用具レンタル事業者でつくる一般社団法人「日本福祉用具供給協会」が行った利用者へのアンケート結果を紹介。自己負担額が増えて車いすを利用できなくなったり、トイレに行く場合に介助を依頼すると答えた人が半数を超えた。

首相「制度の持続のため」

安倍晋三首相は介護保険にかかると費用が増え続けているとして、利用者の負担だけでなく、制度を持続する観点から見直す考えを示した。麻生太郎財務相は、要介護2以下の軽度者の利用が伸びているとして「中重度者への給付を安定的に続ける」とも考えないといけない」と説明した。

塩崎恭久厚生労働相は「福祉用具にもいろいろな値段がある。レンタル料は特殊ヘッドで平均八千八百円。ところが十万円というものも。いずれも(利用者は)一割負担だ。それがどこまで許されるか」と指摘。高額なレンタル料を請求する業者を利用することが、介護保険の負担につながり、是正が必要との認識を示した。(中根政人)